

# 学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

郡山萌世高等学校定時制課程

福島県立郡山萌世高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり策定した。

平成29年3月14日、国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定された。そのため福島県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）も、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう（以下同じ。））のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された。

このような改正をうけ、本校の「学校いじめ防止基本方針」を一部改訂した。

## 1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

## 2 基本方針

### (1) いじめの定義

法第2条で定められているとおり、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<p>（定義）第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>
--

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

## (2) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ア 発達障害を含む、障害のある生徒
  - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

### <具体的ないじめの様態（例）>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・ 対象の子が来ると、その場からみんななくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
  - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
  - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

なお、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応する。

- ① 名称  
「いじめ防止委員会」
- ② 構成員  
校長、教頭、生活指導部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー
- ③ 組織の役割
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・

修正

- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整  
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

### (3) いじめの未然防止のための取組

- ① いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 未然防止を図るためには、生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑥ 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ⑦ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑧ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

### (4) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- ② 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、面接週間や定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ③ アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について生活指導部が主となり実施する。
- ④ 生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ⑤ 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。  
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。

#### (5) いじめに対する措置

- ① 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生活指導部長を経由して教頭に報告する。  
特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。  
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- A いじめに係る行為が止んでいること。  
(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)
- B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

#### 4 重大事態発生時の対応

##### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

##### (2) 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

##### (3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 第 28 条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ② 県教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ③ 学校が調査主体となる場合、県教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

##### (4) 調査を行う組織

「いじめ防止委員会」に適切な専門家を加えた組織又は県教育委員会が設置した調査組織において調査を行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

##### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ (いつ頃から)
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた生徒から十分に聴き取る。
  - 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
  - いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
  - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。
- ② 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点
- 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### <児童生徒の自殺が起こった場合の調査>

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

#### （6）調査結果の提供及び報告

- ① 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、県教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

- ② 調査結果については、県立学校に係る調査結果は県教育委員会を通じて知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

#### （7）調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

- ① 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「福島県いじめ問題調査委員会」において、再調査を行うことができる。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 県立学校について再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、知事はその結果を議会に報告する。

(8) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度途中・年度末に次年度の改善案を検討するものとし、年度当初に当該年度の学校いじめ防止基本方針を策定する。

## (9) 年間計画

月	生徒指導計画	面接・実態調査 (アンケート等)の 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止 のための会 議等	評価計画
4月	前期始業式 新入生集会 インターネット 安全教室 (1・2年)			学校いじめ 基本方針の 策定	計画・目標 の作成と 提示
5月		第1回面接週間 第1回いじめ等 調査(学校全体)	校内研修 いじめによる重 大事態に関する 調査結果報告書 の活用	いじめ防止 対策協議会	
6月		第2回面接週間			
7月	全校集会				
8月	全校集会	第2回いじめ等 調査(学校全体) 第1回進路指導 強化週間	校内研修 S Cからの現況	第1回いじ め防止対策 会議	
9月		第2回進路指導 強化週間			
10月	後期始業式	第3回面接週間			評価・報告
11月		第3回いじめ等 調査(学校全体)	校内研修 多様な生徒への 生活指導		
12月	全校集会			第2回いじ め防止対策 会議	
1月		第4回いじめ等 調査(学校全体)	校内研修 情報モラル教育		
2月		第4回面接週間 (学校全体)			
3月	後期終業式				評価・報告

\*生徒指導計画

- ① 情報モラル教育は「情報」の授業を通して実施する。
- ② 人権教育はLHR、「現代社会」、「倫理」、「政治経済」の授業を通して実施する。